

景観の保全のための措置の検討状況書

項目	検討事項	配慮する内容	
太陽電池 モジュール	全体	<p>(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。</p>	<p>周辺より低い位置に敷地はあり、敷地を見渡せる道路との間に樹木があり、その樹木を残し周辺から発電所が見えないよう配慮しました。 また、造成は行わず極力現状の敷地形状を保つようにいたしました。</p>
		<p>(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること</p>	<p>公共的眺望点からは本発電所は見えませんが、半径3kmの任意の地点から完成予想図を作成いたしました。</p>
	配置	<p>(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。</p>	<p>敷地は重要な道路や住宅の敷地等に隣接しておりません。</p>
		<p>(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。</p>	<p>パネル間の幅を4mとり、管理のしやすさと冬の積雪時の除雪に対応した間隔とした。</p>
	規模	<p>(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。</p>	<p>積雪を考慮し、最低部分を2.5m、最高部を5.76mにしましたが、施設が見える場所と施設との自然林を残すことで施設を直接見えないよう配慮しました。 また、敷地の周囲の空間を余裕をもって取っております。</p>
		<p>(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。</p>	<p>積雪考慮でモジュール角度30度を採用しておりますが、南側からは人的視覚・視界はありませんので圧迫感はないと考えます。</p>
	形態・意匠	<p>(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。</p>	<p>地盤調査の結果のもとに架台はスクリー杭を採用し、配列を一定の並行配列にしました。</p>

		<p>(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。</p>	<p>傾斜角は30度を採用しましたが、積雪を考慮したものであり周辺からは直視出来ない場所にある為問題ないと考えます。</p>
		<p>(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。</p>	<p>パネル裏面が見える道路とは離れていて、且つ敷地が道路より低い為裏面は見えないです。</p>

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	パネルはメーカー仕様の低反射・防眩処理パネルを採用します。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	パネル色は低明度の黒色を採用します。
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	低反射処理の黒色を採用します。 モジュールと同色を採用します。
附帯施設・ 附属施設	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	フェンス・門扉色は、景観に配慮しベージュ色とします。	
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	新設は1本になり、既設の電柱を使い配電いたします。	
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	全てグレーベージュ色で統一します。	
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	植栽は行ないませんが、既存の自然林を伐採せず生かし緑化を損なわないようにします。	
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	植栽は行いません。既存の樹木を残し周辺地域適した自然の環境といたします。	
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	敷地の場所が低く、樹木の位置から周辺住民に反射光の影響はないと考えます。	
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	20年間の保守・点検は定期的に行います。	
	(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	中野市都市計画課へ景観法届出済	

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。